

国民健康保険

保険料の納付には口座振替を

国民健康保険料の納付は、納め忘れのないように、指定した口座から自動的に月々の保険料が引き落とされる口座振替が便利です。

□座振替を利用されていない方は、キャッシュカードを持って健康増進課で手続きをしていただくか、通帳・通帳届出印・保険証等を持って、指定の金融機関、郵便局、ゆうちょ銀行の各窓口で手続きを行ってください。

問合先 健康増進課 ☎(275) 6374

後期高齢者医療

7月から普通徴収(口座振替や納付書による納付)が始まります

後期高齢者医療保険では、普通徴収分については暫定保険料がないため、4月から6

月の間は口座振替や納付書による納付はありません。ただし、過年度分に対する保険料については、過年度分の口座振替は不可のため、納付書を送付します。

7月中旬に今年度の保険料決定通知等を送付しますが、普通徴収のみの方は、年間保険料を7月から翌年3月までの9回で納付いただくこととなります。

問合先 健康増進課 ☎(275) 6392

税

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です

自賠責保険・共済は原動機

付き自転車を含むすべての自動車1台ごとに、自動車損害賠償保障法に基づき加入が義務づけられています。万一の自動車事故の際に、加害者の賠償責任を担保することで被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

四輪車はもちろん、車検制度のない250cc以下のバ

イク(原動機付自転車・軽二輪自動車)は有効期限切れ、かけ忘れにご注意ください。

※自賠責保険の加入手続き市役所ではできませんので自責保険の取扱代理店で加入手続きをしてください。

問合先 税務課 ☎(275) 6097

固定資産税・都市計画税の納税通知書をご確認ください

本年1月1日現在で、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に、令和7年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月初旬に送付します。なお、免税点未満(課税標準額で土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満)の場合には送付されません。

納税通知書の固定資産課税明細書には、土地一筆、家屋一棟単位でそれぞれ所在地番、面積、税額等を記載していますので、内容に誤りがないかご確認ください。納税通知書についてご不明な点等があればお問い合わせください。

問合先 税務課 ☎(275) 6109

泉大津市・高石市・忠岡町の
気になる情報をお届けします！

2市1町広域連携企画

泉大津市

浜街道まつり

浜街道まつりでは、歴史的な家屋や倉庫を活用し、地域住民の手作りで、街角ギャラリー、アートクラフト展や手作りショップ出展販売、ミュージックストリートなどの催しを行います。

日時 5月25日(日)10:00～16:00

場所 浜街道周辺地域(新川中橋付近・神明町・本町・東港町)

問合先 泉大津市都市づくり政策課
☎0725(33)1131



高石市

通訳ボランティア募集

姉妹都市であるアメリカ・カリフォルニア州ロミタ市より交換留学生が来日された際、行事などに同行し、通訳を担っていただくボランティアを募集します。

※行事参加に係る費用は協会が負担。ボランティア保険の加入あり。

対象 英会話の経験があり、ロミタ市からの来訪者をもてなす活動を通じて、さらに英会話能力の向上をめざす方

申込・問合先 姉妹都市協会事務局(地域創生課内) ☎(275)6138



忠岡町

正木美術館

二市一町にお住まいの方：入館料を200円割引

対象 高石市、泉大津市にお住まいの方
入館時に住所確認のできる免許証、マイナンバーカード、保険証などをご提示ください。18歳未満の方は、同伴者の証明で割引を適用します。

※忠岡町の方は広報紙の優待割引券をお持ちください。展覧会情報等については正木美術館ホームページでご確認ください。

問合先 正木美術館(忠岡町忠岡中2-9-26)
☎0725(21)6000



固定資産税等の減免

自ら住んでいる自己居住用資産(土地・家屋)を所有している方のうち、次の条件をすべて満たす方は、申請により当該資産の固定資産税・都市計画税の2分の1が減額される場合があります。

①1月1日現在で、所有者が寡婦、ひとり親、特別障がい者、または65歳以上のいずれかであること②所有者及び所有者と生計を一にするすべての方の、前年中の所得金額が所定の範囲内であること③所有者が自己居住用資産以外の固定資産を所有していないこと④固定資産税と都市計画税の合計年税額が5万円以下であること⑤自己居住用家屋の延床面積が70㎡以下であること

※申請は第1期納期限までに申請してください。

9 問合せ 税務課 ☎(275)6100

6月2日は自動車税(種別割)の納期限です

府の指定金融機関等、府内の郵便局、府税事務所、コンビニエンスストア等で納付することが出来ます。また、納付書の表面に印字されている「地方税統一QRコード」に対応した金融機関、スマートフォン決済アプリ、「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカード納付、ペイジー納付等も可能です。

詳しくは、府ホームページを確認してください。

問合せ 府自動車税コールセンター ☎(0570)020156

今月が納期限の税金

〈固定資産税〉:第1期分
〈都市計画税〉:第1期分
〈軽自動車税(種別割)〉:全期分

6月2日までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

問合せ 税務課 ☎(275)6094

国民年金

第1号被保険者への独自給付をご存知ですか

▼死亡一時金

第1号被保険者



として保険料を3年以上納めた方が、何の年金も受けずに亡くなられた場合、生計を同じくしていた遺族(配偶者、子など)に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

▼遺族基礎年金

次のいずれかの方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

①国民年金の被保険者②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方③老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている方

※①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間(納付猶予期間・

各種

高石シーサイドフェスティバル2025中止のお知らせ

例年6月に開催しております「高石シーサイドフェスティバル」は、実行委員会での協議の結果、警備人材の確保が困難なことなどから来場者の皆様の安全確保が難しいと判断し、開催中止となりました。楽しみにして下さっていた皆様には、心苦しいお知らせとなりますが、何卒ご理解のほどお願いします。

問合せ 地域創生課 ☎(275)6138

ご寄附ありがとうございました

株式会社つば市製茶本舗様よりご寄附をいただきました。心温まるご寄附に感謝申し上げます。

寄附金額 200万円

寄附対象事業 ふるさと納税事業

問合せ 地域創生課 ☎(275)6138

学生納付特例期間を含む)を合わせた期間が3分の2以上の方を対象とします。または、死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がない場合でも受給できます。

なお、子とは18歳到達年度の末日までの子、または20歳未満で障がい等級が1級もしくは2級の状態にある子をいいます。

▼寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が亡くなられた場合に、10年以上婚姻関係が継続しており、夫によって生計を維持されていた妻に支給されます。

支給期間は60歳から65歳までの間で、夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金額の4分の3です。寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合、どちらか一方を選択して受給することとなります。詳しくはホームページをご覧ください。

問合せ 健康増進課 ☎(275)6241または堺西年金事務所 ☎(243)7900

支援教育の取り組みについて

市内の公立幼稚園・小中学校では、支援を必要とする子どもたちの主体的な社会参加・自立につながる支援教育の充実に取り組んでいます。支援学級に在籍する障がいのある子どもたちだけでなく、通常の学級に在籍する支援を必要とする子どもたちについても、一人ひとりの教育的ニーズや個々の障がいの状況に応じた適切な指導や支援を行っています。

また、市内の公立小中学校10校すべてに通級指導教室を設置し、言語やコミュニケーション等に課題のある児童・生徒への支援を進めるとともに、各 학교園における支援教育の充実を図るため、専門家等による巡回相談も実施しています。

市では引き続き、すべての子どもたちがともに学び、支えあい、生きる力を育む教育の充実に取り組めます。

問合せ 学校教育課 ☎(275) 6434

特別障害者手当・障害児福祉手当について

▼特別障害者手当

対象 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい者で20歳以上の方（福祉施設入所者及び一定期間入院している方を除く）

支給額 月額2万9590円
（2月・5月・8月・11月に支給）

▼障害児福祉手当

対象 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい者で20歳未満の方（福祉施設入所者を除く）

支給額 月額1万6100円
（2月・5月・8月・11月に支給）

※いずれの手当も所得制限があります。また、申請には各手当認定用の診断書が必要です。

問合せ 高齢・障がい福祉課 ☎(275) 6294

文化財保護条例を制定

地域の歴史、文化を保護し、後世に残し伝えていけるよう文化財保護条例を制定しました。

た。市内にある重要な文化財を市が指定することができま

す。市指定文化財の所有者等は当該文化財の現状変更等に

一定の制約が課されますが、当該文化財の修理や記録の作成、公開をされる場合に必要

となる経費に対し、市は補助金を支出することができま

す。

問合せ 社会教育課 ☎(275) 6437

5月28日午前11時頃に市内の防災行政無線のスピーカーから放送が流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国一斉情報伝達訓練を行います。これは、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた訓練で、高

石市以外の全国の地域でも同様の訓練が行われます。

問合せ 危機管理課 ☎(275) 6245

受診率向上に向けた共働事業 特定健診特別金利定期貯金

J A いずみのとの協働事業で、期間中に特定健診等を受診し、スーパー定期貯金（10万

円（100万円）を新規で預けると年0・28%の金利が適用されます。

期間 令和8年3月31日

対象 高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・忠岡町いず

れかの国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入する

40歳以上の方

詳しくはJ Aホームページをご覧ください

か、お近くの本店へお問い合わせください。

問合せ J A いずみの本店 ☎072(439)2381



家庭用剪定枝粉碎機を無料貸出

家庭の庭木剪定で発生する枝葉を粉碎する剪定枝粉碎機を無料で貸出します。処理した枝葉のチップは、たい肥や

植え込み樹木根元の雑草抑止、土の乾燥予防等の用途で

利用することができます。可燃ごみとして搬出せずに資源

として自家処理を行ってください。

問合せ 環境政策課 ☎(275) 6834

令和6年度の余った無料普通ごみ処理券を日用品と交換します



令和6年度の無料普通ごみ処理券（茶色）を使い切らずに残されている場合、15枚（1シート）をトイレトペーパー2ロールに、30枚（2シート）を30リットルのごみ袋1セット（10枚）に交換します。なお、15枚（1シート）に満たない場合でも、8枚以上あればトイレトペーパー1ロールと交換します。

交換期間

5月9日^金から5月15日^木
※土・日も実施

時間 9:30~16:30

会場 市役所別館（1階）

持ち物 持ち帰り用の袋

※必ずお持ちください



問合せ 環境政策課 ☎(275) 6834

大切なお家のこれからを考える
時に各種補助制度のご案内

■耐震診断・耐震改修補助制度
住宅の耐震診断・改修にかかる費用の一部を補助します。

■空き家対策補助制度
空き家バンクの登録物件で売買が成立した方に、費用の一部を補助します。買主は当該物件に住民登録が必要です。

■ブロック塀等の撤去補助制度
ブロック塀等の撤去にかかる費用の一部を補助します。

■空き家除却補助制度
空き家の除却にかかる費用の一部を補助します。

※各補助制度には要件がございますので、ホームページをご確認ください。必ず事前に申請を行ってください。

※いずれも予算額に達しますと終了になります。

問合せ 都市計画課 ☎(275) 6479



人権問題のいろいろ

みんないっしょに生きる社会を
まっぼっくり

【分野別課題】高石市人権施策推進基本方針 令和7年3月改正

女性の権利	こどもの権利	高齢者の権利
障がいのある人の権利	部落差別(同和問題)	外国人の権利
感染症に関する権利問題	情報化社会における権利	性的マイノリティの権利
労働をめぐる権利	犯罪被害者とその家族の権利	北朝鮮当局による拉致被害者等に関する権利
生活困窮者等の権利	ホームレスの人々に関する権利	災害に関する権利
アイヌの人々の権利	こころの病に関する権利	人身取引に関する権利
刑を終えた出所者等に関する権利	見た目(外見)問題に関する権利	無戸籍に関する権利

私たちの生きる世界は、性別、出身地、人種や民族、障がいの有無など、一人ひとり違う個性を持つて形づくられています。お互いがその違いを理解し、尊重し認め合うことで、誰ひとり取り残さない社会の実現が可能になります。

世界人権宣言においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と宣言されました。

しかし、人権は誰にも等しく与えられた権利であるはずが、偏見や差別により、思うように生きることができない人もいます。

これらの、人間らしく自分らしく生きる権利が損なわれているのが、人権問題です。これらの問題の存在を知ることは、差別や偏見のない社会をつくることに繋がります。また、他人だけでなく自身の人権を守ることもあります。自身が無意識に差別的な言動をとっていないか振り返ることも、差別的な扱いを受けていないかを理解するきっかけにもなります。そして、根拠のない否定的な固定観念や先入観について改めて考え、改善を図ることに繋がります。

誰もが人権問題に対する意識を高め、他人の困難を理解し思いやる気持ちを持つことで、豊かな共生社会の実現をめざすことができます。

まずは、どんな人権課題があるのかを知り、正しい知識と理解を深めることが重要です。

人権・生活相談課 ☎(275) 6279

遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる副業や投資の勧誘に注意！

バイトを探しており「スマートフォンからスタンプを送信するだけで日給 5 万円」と記載のあるサイトから登録した。後日、担当者から電話があり「予想収益 100 万円」とする約 70 万円の副業のサポートプランを勧められた。「先行投資」と言われ、貸金業者 3 社から 30 万ずつ借金を提示された。遠隔操作アプリをインストールさせられ、私のスマートフォンの画面が共有された状態となり、インターネット上で各社に借金を申し込んだ。家族に反対されたため、借金の申し込みを撤回したい。(当事者：学生)

ポイント 遠隔操作アプリとは、自分のスマートフォンやパソコンに遠隔地の第三者が接続して、両者が画面を共有しながら遠隔操作を行うアプリのことです。パソコンメーカーや通信事業者がユーザーサポートを行う場面等で利用されます。副業や投資の勧誘では、支払いのために借金をさせられる場合があり、最近では、遠隔操作アプリを悪用して借金をさせるケースが目立っています。事業者は、遠隔操作アプリを悪用し、消費者のスマートフォンの画面を見ながら、お金の借り方について細かく指示を出します。事業者から「説明のために必要」などと遠隔操作アプリをインストールするよう指示されても、安易にインストールするのは避けましょう。簡単に稼げるようなうまい話はありません。「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告をうのみにしたり、借金してまで契約したりしないようにしましょう。

※国民生活センター「子ども・若者サポート情報 第205号」から抜粋・イラスト黒崎玄

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267) 5501

場所 市役所本館 2 階
時間 9:00~16:45
休業日 土・日曜日、祝日
※来庁をご希望される場合は事前にお電話ください
※休業日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください